

議案第61号

公有水面埋立について

下記地先の公有水面埋立免許の出願に係る意見について異議のない旨長崎県知事に答申したいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月29日提出

壱岐市長 白川博一

記

- | | |
|-----------|----------------------------------------------------------------------|
| 1 埋立位置 | 壱岐市勝本町勝本浦字黒瀬298番2、298番2に隣接する白地、字本浦105番24、105番24及び105番4に隣接する白地の地先公有水面 |
| 2 埋立面積 | 1,582.74㎡ |
| 3 埋立地の用途 | ふ頭用地 |
| 4 埋立承認出願人 | 長崎市尾上町3番1号
長崎県 |

(提案理由)

公有水面埋立法第3条第1項の規定により意見を求められたので、公有水面埋立法第3条第4項に基づき、議会の議決を経ようとするものである。

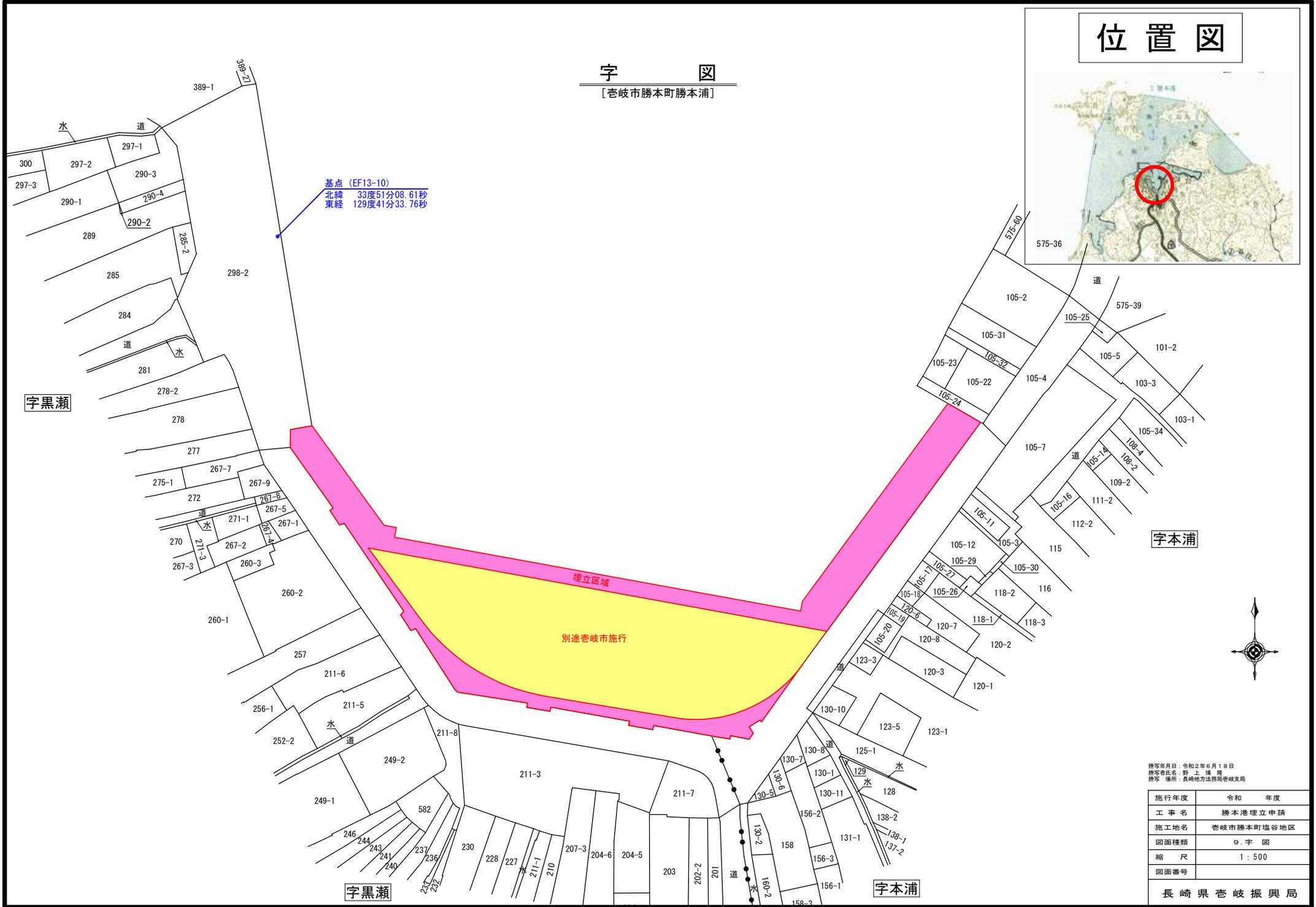
位置図



字 図

[岐阜市勝本町勝本浦]

基点 (EF13-10)
北緯 33度51分08.61秒
東経 129度41分33.76秒



字本浦

字黒瀬

字黒瀬

字本浦



調査年月日: 令和2年6月18日
調査者氏名: 野上 操 陸
調査場所: 長崎地方方法務局巻岐支局

施行年度	令和	年度
工事名	勝本港埋立申請	
施工地名	巻岐市勝本町塩谷地区	
図面種類	9.字 図	
縮尺	1 : 500	
図面番号		

長崎県巻岐振興局

議案第62号

公有水面埋立について

下記地先の公有水面埋立免許の出願に係る意見について異議のない旨長崎県知事に答申したいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月29日提出

壱岐市長 白川博一

記

- | | |
|-----------|-----------------------------------------------------------|
| 1 埋立位置 | 壱岐市勝本町勝本浦字黒瀬298番2に隣接する白地及び字本浦105番24並びに105番4に隣接する白地の地先公有水面 |
| 2 埋立面積 | 2,339.59㎡ |
| 3 埋立地の用途 | 多目的広場用地 |
| 4 埋立承認出願人 | 壱岐市郷ノ浦町本村触562番地
壱岐市 |

(提案理由)

公有水面埋立法第3条第1項の規定により意見を求められたので、公有水面埋立法第3条第4項に基づき、議会の議決を経ようとするものである。

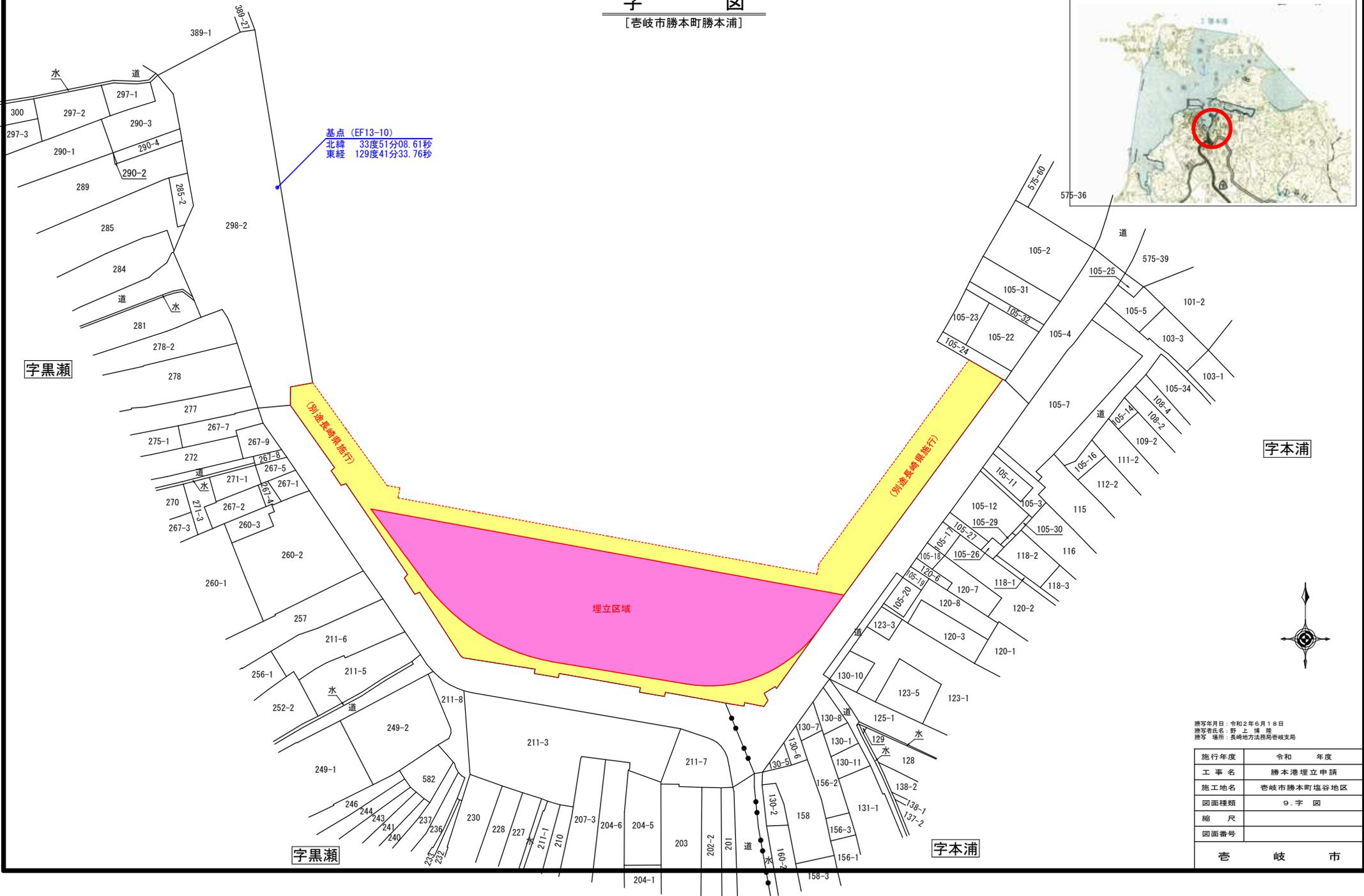
字 図

[岐阜市勝本町勝本浦]

位置図



基点 (EF13-10)
北緯 33度51分08.61秒
東経 129度41分33.76秒



字本浦



縮写年月日: 令和2年6月18日
縮写者氏名: 野上 隆 啓
縮写 場所: 長崎地方方法務局巻坂支局

施行年度	令和	年度
工事名	勝本港埋立申請	
施工地名	岐阜市勝本町塩谷地区	
図面種類	9.字 図	
縮 尺		
図面番号		

岐 市

議案第63号

損害賠償の額の決定について

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。

令和2年9月29日提出

壱岐市長 白川博一

記

1 損害賠償の相手方

壱岐市郷ノ浦町 物部本村触公民館

2 損害賠償額

23,870円

3 損害賠償の理由

令和2年4月28日午後2時15分頃、郷ノ浦町物部本村触公民館前の市道物部2号線において、壱岐市環境管理組合職員が運転する壱岐市勝本町自給肥料供給センター公用車（液肥散布車）が停車中後退し、損害賠償の相手方である物部本村触公民館の外壁へ接触し、玄関外装板の一部を損傷させた。

（提案理由）

損害賠償の額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要がある。

議案第64号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。

令和2年9月29日提出

壱岐市長 白川博一

記

- 1 損害賠償の相手方
壱岐市郷ノ浦町 法人
- 2 損害賠償額
18,792,400円

3 損害賠償の理由

平成30年度繰越予算により令和元年度に実施した古城団地（2棟）内部部分改修工事について、工事の精算処理が遅れ、後日、設計内容を精査した結果、最終契約額に対し、18,792,400円が超過となり、未払いとなったことから、当該工事受注業者に対し賠償金として超過金額18,792,400円を支払う必要があるため。

（提案理由）

損害賠償額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要がある。

議案第65号

壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について

壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

令和2年9月29日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

古城団地（2棟）内部部分改修工事に係る不適正事務について、発注者としての行政責任を明確にするため、市長及び副市長の給料を1か月間10分の1減額するものである。

壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第38号。以下「市長等給与条例」という。）に規定する市長及び副市長の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長及び副市長の給料月額の特例)

第2条 市長及び副市長の給料の額は、令和2年10月に係るものに関し、市長等給与条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(壱岐市長及び教育長の給与の特例に関する条例の廃止)

2 壱岐市長及び教育長の給与の特例に関する条例（令和元年壱岐市条例第12号）は、廃止する。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和2年9月29日提出

壱岐市長 白川博一

記

- 1 住所 壱岐市勝本町仲触1459番地
すえなが あつこ
- 2 氏名 末永厚子(昭和28年10月27日生)

(提案理由)

人権擁護委員の末永厚子氏が令和2年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

【諮問第3号参考】

人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求める者
氏名 末 永 厚 子

《略 歴》

昭和47年	3月	長崎県立壱岐商業高等学校卒業
昭和47年	3月	田中茂商事株式会社入社
昭和49年	4月	同社退社
昭和49年	11月	長崎米穀株式会社入社
昭和50年	6月	同社退社
昭和52年	2月	福岡電話工業株式会社入社
昭和52年	6月	同社退社
昭和59年	3月	勝本西部土地改良区及び芦辺土地改良区勤務
平成4年	3月	同団体退職
平成4年	4月	長崎地方法務局壱岐支局（臨時）勤務
平成4年	5月	同局退職
平成4年	7月	勝本町役場（臨時）勤務
平成8年	4月	勝本町役場土地対策課（嘱託）勤務
平成16年	3月	壱岐市役所勝本支所管理課（嘱託）勤務

平成17年	7月	壱岐市役所総務部管財課（嘱託）勤務
平成26年	3月	定年により退職
平成18年	4月	農協婦人部勝本地区婦人部長
平成19年	3月	
平成30年	1月	壱岐人権擁護委員（1期）（至現在）

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和2年9月29日提出

壱岐市長 白川博一

記

1 住所 壱岐市石田町本村触230番地

ふくだ しょういち

2 氏名 福田 祥一（昭和30年4月29日生）

（提案理由）

人権擁護委員の福田祥一氏が令和2年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

【諮問第4号参考】

人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求める者
氏名 福田 祥一

《略 歴》

昭和53年 3月23日 東海大学海洋学部卒業

昭和53年 4月 1日 千々石町立千々石中学校教諭

昭和54年 4月 1日 長崎市立土井首中学校教諭

昭和58年 4月 1日 峰町立東部中学校教諭

昭和60年 4月 1日 勝本町立勝本中学校教諭

平成 元年 4月 1日 郷ノ浦町立沼津中学校教諭

平成 6年 4月 1日 長崎県教育センター研修員（大村市立西大村中学校教諭）

平成 7年 4月 1日 郷ノ浦町立武生水中学校教諭

平成 9年 4月 1日 勝本町立鯨伏中学校教諭

平成11年 4月 1日 郷ノ浦町立沼津中学校教諭

平成12年 4月 1日 郷ノ浦町立沼津中学校教頭
※平成16年3月1日壱岐4町合併により壱岐市立沼津中学校に変更

平成18年 4月 1日 壱岐市立勝本中学校教頭

平成22年 4月 1日 壱岐市立田河中学校教頭

平成23年 4月 1日 壱岐市立芦辺中学校教頭

平成27年 3月31日 定年により退職

平成28年 4月 1日 壱岐地区少年補導員（至現在）

平成28年 4月 1日 長崎県薬物乱用防止指導員（至現在）

平成28年 6月23日 長崎県退職公務員連盟壱岐支部地区
委員（至現在）

平成29年 6月13日 教職員互助組合退職互助部壱岐支部
運営委員（至現在）

平成30年 1月 1日 壱岐人権擁護委員（1期）（至現在）

諮問第5号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和2年9月29日提出

壱岐市長 白川博一

記

- 1 住 所 壱岐市勝本町東触199番地
- 2 氏 名 豊坂敏博（昭和33年8月8日生）
とよさか としひろ

（提案理由）

人権擁護委員について、新たに豊坂敏博氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

【諮問第5号参考】

人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求める者
氏名 豊坂 敏博

《略 歴》

昭和56年	3月25日	長崎大学教育学部卒業
昭和56年	4月1日	崎戸町立江島中学校教諭
昭和59年	4月1日	大島町立大島中学校教諭
昭和62年	4月1日	郷ノ浦町立渡良中学校教諭
平成4年	4月1日	長崎県教育センター研修員（大村市立西大村中学校教諭）
平成5年	4月1日	勝本町立勝本中学校教諭
平成11年	4月1日	芦辺町立田河中学校教諭 ※平成16年3月1日壱岐4町合併により壱岐市立田河中学校に変更
平成16年	4月1日	壱岐市立田河中学校教頭
平成18年	4月1日	壱岐市立石田中学校教頭
平成21年	4月1日	壱岐市教育委員会学校教育課学校教育班指導主事
平成24年	4月1日	壱岐市教育委員会学校教育課学校教育班係長
平成25年	4月1日	壱岐市立芦辺中学校校長
平成31年	3月31日	定年により退職

令和2年度

一般会計補正予算書
(第8号)

壱岐市

議案第66号

令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）

令和2年度壱岐市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,443,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年9月29日提出

壱岐市長 白川博一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		9,539,993	135,606	9,675,599
	1 地方交付税	9,539,993	135,606	9,675,599
12 分担金及び負担金		202,131	1,800	203,931
	1 分担金	20,449	1,800	22,249
15 県支出金		2,600,578	15,666	2,616,244
	2 県補助金	1,830,683	15,666	1,846,349
20 諸収入		302,769	29,428	332,197
	4 雑収入	251,857	29,428	281,285
21 市債		2,581,478	27,500	2,608,978
	1 市債	2,581,478	27,500	2,608,978
歳入合計		28,233,000	210,000	28,443,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,828,310	34,822	7,863,132
	1 総務管理費	7,505,074	34,822	7,539,896
3 民生費		6,237,324	12,555	6,249,879
	1 社会福祉費	3,370,662	5,432	3,376,094
	2 児童福祉費	2,001,896	7,123	2,009,019
4 衛生費		2,326,443	7,238	2,333,681
	1 保健衛生費	1,373,167	3,546	1,376,713
	2 清掃費	953,276	3,692	956,968
5 農林水産業費		2,471,783	79,804	2,551,587
	1 農業費	1,279,942	3,060	1,283,002
	2 林業費	55,266	24,000	79,266
	3 水産業費	1,136,575	52,744	1,189,319
6 商工費		768,876	4,113	772,989
	1 商工費	768,876	4,113	772,989
7 土木費		2,024,617	41,781	2,066,398
	2 道路橋りょう費	1,041,840	8,000	1,049,840
	4 港湾費	99,442	2,872	102,314
	5 都市計画費	43,375	2,100	45,475
	7 住宅費	549,352	28,809	578,161
8 消防費		908,425	1,790	910,215
	1 消防費	908,425	1,790	910,215
9 教育費		2,110,312	27,897	2,138,209
	2 小学校費	527,721	9,224	536,945
	3 中学校費	233,119	8,455	241,574
	5 社会教育費	540,549	7,755	548,304
	6 保健体育費	127,530	2,463	129,993
歳出合計		28,233,000	210,000	28,443,000

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	壱岐市ケーブルテレビ施設通信機器更新工事	285,499
合 計			285,499

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業債	99,800	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件によ る。ただし、市財政の都合によ り、据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰 上償還若し は借替えを 行うことが できる。	127,300	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件によ る。ただし、市財政の都合によ り、据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰 上償還若し は借替えを 行うことが できる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	9,539,993	135,606	9,675,599
12 分担金及び負担金	202,131	1,800	203,931
15 県支出金	2,600,578	15,666	2,616,244
20 諸収入	302,769	29,428	332,197
21 市債	2,581,478	27,500	2,608,978
歳入合計	28,233,000	210,000	28,443,000

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費	7,828,310	34,822	7,863,132
3 民 生 費	6,237,324	12,555	6,249,879
4 衛 生 費	2,326,443	7,238	2,333,681
5 農 林 水 産 業 費	2,471,783	79,804	2,551,587
6 商 工 費	768,876	4,113	772,989
7 土 木 費	2,024,617	41,781	2,066,398
8 消 防 費	908,425	1,790	910,215
9 教 育 費	2,110,312	27,897	2,138,209
歳 出 合 計	28,233,000	210,000	28,443,000

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		16,449	18,373
		5,358	7,197
		3,270	3,968
15,666	19,500	3,079	41,559
		1,639	2,474
	8,000	689	33,092
		144	1,646
		600	27,297
15,666	27,500	31,228	135,606

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
10	地方交付税	9,539,993	135,606	9,675,599
	1 地方交付税	9,539,993	135,606	9,675,599
	1 地方交付税	9,539,993	135,606	9,675,599

12	分担金及び負担金	202,131	1,800	203,931
	1 分担金	20,449	1,800	22,249
	1 農林水産業費分担金	4,808	1,800	6,608

15	県支出金	2,600,578	15,666	2,616,244
	2 県補助金	1,830,683	15,666	1,846,349
	4 農林水産業費県補助金	896,607	15,666	912,273

20	諸収入	302,769	29,428	332,197
	4 雑入	251,857	29,428	281,285
	3 雑入	250,440	29,428	279,868

21	市債	2,581,478	27,500	2,608,978
	1 市債	2,581,478	27,500	2,608,978
	9 災害復旧事業債	99,800	27,500	127,300

10 地方交付税
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	135,606	普通交付税 135,606

2 林業費分担金	1,800	林業費分担金 自然災害防止事業地元分担金 1,800

2 林業費補助金	9,000	林業費補助金 自然災害防止事業費補助金 9,000
3 水産業費補助金	6,666	新水産業経営力強化事業 6,666

2 雑入（管財課）	29,428	市有建物災害共済金 27,344 市有自動車損害共済金 2,084

1 単独災害復旧事業債	8,000	公共土木施設等災害復旧事業（単独） 8,000
2 補助災害復旧事業債	19,500	公共土木施設等災害復旧事業（現年災補助） 19,500

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
2 総務費	7,828,310	34,822	7,863,132			16,449	18,373	
1 総務管理費	7,505,074	34,822	7,539,896			16,449	18,373	
1 一般管理費	1,063,990	660	1,064,650				660	
5 財産管理費	125,489	13,901	139,390			6,319	7,582	
6 企画費	1,260,969	261	1,261,230			130	131	
7 情報管理費	312,756	20,000	332,756			10,000	10,000	

3 民生費	6,237,324	12,555	6,249,879			5,358	7,197
1 社会福祉費	3,370,662	5,432	3,376,094			2,084	3,348
1 社会福祉総務費	1,241,837	643	1,242,480			610	33
2 社会福祉施設費	152,988	4,789	157,777			1,474	3,315
2 児童福祉費	2,001,896	7,123	2,009,019			3,274	3,849
4 保育所費	702,746	89	702,835			44	45
5 児童福祉施設費	7,424	7,034	14,458			3,230	3,804

2 総務費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 使用料及び賃借料	660	使用料 システム使用料 660
10 需用費	838	修繕料 施設修繕料（災害復旧） 838
12 委託料	477	一般業務委託料 市有地雑草木伐採 200 建設業務委託料（インフラ資産） 設計等業務（災害復旧） 277
14 工事請負費	12,586	建設工事費（事業用資産） 災害復旧工事 除却工事 解体工事
10 需用費	261	修繕料 施設修繕料（災害復旧） 261
10 需用費	20,000	修繕料 施設修繕料（災害復旧） 20,000

10 需用費	643	修繕料 物品修繕料 643
10 需用費	1,550	修繕料 施設修繕料（災害復旧） 1,550
14 工事請負費	3,239	建設工事費（事業用資産） 災害復旧工事
10 需用費	89	修繕料 施設修繕料（災害復旧） 89
10 需用費	88	修繕料 施設修繕料（災害復旧） 88
14 工事請負費	6,946	建設工事費（事業用資産） 災害復旧工事

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
4	衛生費	2,326,443	7,238	2,333,681			3,270	3,968
1	保健衛生費	1,373,167	3,546	1,376,713			1,771	1,775
	1 保健衛生総務費	585,024	1,650	586,674			824	826
	3 環境衛生費	218,130	1,896	220,026			947	949
2	清掃費	953,276	3,692	956,968			1,499	2,193
	2 塵芥処理費	584,050	2,217	586,267			25	2,192
	3 し尿処理費	203,222	1,475	204,697			1,474	1

5	農林水産業費	2,471,783	79,804	2,551,587	15,666	19,500	3,079	41,559
1	農業費	1,279,942	3,060	1,283,002			1,122	1,938
	3 農業振興費	198,078	1,421	199,499			302	1,119
	4 畜産業費	379,269	1,639	380,908			820	819
2	林業費	55,266	24,000	79,266	9,000		1,800	13,200
	2 林業振興費	52,903	24,000	76,903	9,000		1,800	13,200
3	水産業費	1,136,575	52,744	1,189,319	6,666	19,500	157	26,421

節		金額	説明
区分			
14 工事請負費	1,650	建設工事費（事業用資産） 災害復旧工事	
14 工事請負費	1,896	建設工事費（事業用資産） 災害復旧工事	
10 需用費	294	消耗品費 修繕料 施設修繕料（災害復旧） 施設修繕料（その他）	100 95 99
12 委託料	1,923	一般業務委託料 廃棄物処理	1,923
10 需用費	1,475	修繕料 物品修繕料	1,475

10 需用費	699	修繕料 施設修繕料（災害復旧）	699
14 工事請負費	722	建設工事費（事業用資産） 災害復旧工事	
10 需用費	1,639	修繕料 施設修繕料（災害復旧）	1,639
12 委託料	2,000	建設業務委託料（事業用資産） 設計等業務（災害復旧）	2,000
14 工事請負費	18,000	建設工事費（事業用資産） 災害復旧工事	
18 負担金、補助 及び交付金	4,000	事業費補助金 被災住居等林地災害土砂除去作業費	4,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 水産業総務費	168,512	839	169,351			114	725
2 水産業振興費	517,068	13,332	530,400	6,666			6,666
3 漁港管理費	40,453	19,038	59,491			43	18,995
4 漁港漁場整備費	319,630	19,535	339,165		19,500		35

6	商工費	768,876	4,113	772,989			1,639	2,474
1	商工費	768,876	4,113	772,989			1,639	2,474
2	商工振興費	237,696	110	237,806			55	55
4	観光費	376,195	4,003	380,198			1,584	2,419

7	土木費	2,024,617	41,781	2,066,398		8,000	689	33,092
2	道路橋りょう費	1,041,840	8,000	1,049,840		8,000		
2	道路橋りょう維持費	228,250	8,000	236,250		8,000		
4	港湾費	99,442	2,872	102,314			39	2,833
1	港湾管理費	99,442	2,872	102,314			39	2,833
5	都市計画費	43,375	2,100	45,475			650	1,450
2	公園費	17,175	2,100	19,275			650	1,450

節		説明
区分	金額	
10 需用費	839	修繕料 物品修繕料 201 施設修繕料（災害復旧） 638
18 負担金、補助及び交付金	13,332	事業費補助金 新水産業経営力強化事業 13,332
10 需用費	8,658	修繕料 施設修繕料（災害復旧） 8,658
14 工事請負費	10,380	建設工事費（事業用資産） 災害復旧工事
12 委託料	19,535	建設業務委託料（インフラ資産） 設計等業務（災害復旧） 19,535

10 需用費	110	修繕料 施設修繕料（災害復旧） 110
10 需用費	4,003	修繕料 施設修繕料（災害復旧） 4,003

10 需用費	8,000	修繕料 施設修繕料（災害復旧） 8,000
10 需用費	1,642	修繕料 施設修繕料（災害復旧） 1,642
14 工事請負費	1,230	建設工事費（事業用資産） 災害復旧工事
10 需用費	500	修繕料 施設修繕料（災害復旧） 500
14 工事請負費	1,600	建設工事費（事業用資産） 災害復旧工事

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
7	住宅費	549,352	28,809	578,161				28,809
	1 住宅管理費	71,995	10,016	82,011				10,016
	2 住宅建設費	477,357	18,793	496,150				18,793

8	消防費	908,425	1,790	910,215			144	1,646
	1 消防費	908,425	1,790	910,215			144	1,646
	1 常備消防費	621,832	1,500	623,332				1,500
	5 災害対策費	48,563	290	48,853			144	146

9	教育費	2,110,312	27,897	2,138,209			600	27,297
	2 小学校費	527,721	9,224	536,945			△197	9,421
	1 学校管理費	426,994	9,224	436,218			△197	9,421
	3 中学校費	233,119	8,455	241,574			223	8,232
	1 学校管理費	174,194	8,455	182,649			223	8,232
	5 社会教育費	540,549	7,755	548,304			78	7,677
	4 公民館費	204,241	459	204,700			78	381
	6 文化財保護	203,184	7,296	210,480				7,296

節		金額	説明
区分			
10 需用費	10,016	修繕料 施設修繕料（災害復旧）	10,016
21 補償、補填 及び賠償金	18,793	賠償金 損害賠償金	18,793

10 需用費	1,500	修繕料 施設修繕料（災害復旧）	1,500
10 需用費	290	修繕料 施設修繕料（災害復旧）	290

10 需用費	2,500	修繕料 施設修繕料（災害復旧）	2,500
12 委託料	1,000	建設業務委託料（事業用資産） 設計等業務（災害復旧）	1,000
14 工事請負費	5,724	建設工事費（事業用資産） 災害復旧工事	
10 需用費	2,000	修繕料 施設修繕料（災害復旧）	2,000
12 委託料	1,400	建設業務委託料（事業用資産） 設計業務	1,400
14 工事請負費	5,055	建設工事費（事業用資産） 改修工事 災害復旧工事	
10 需用費	459	修繕料 施設修繕料（災害復旧）	459
10 需用費	61	修繕料	

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	費							
6	保健体育費	127,530	2,463	129,993			496	1,967
	1 保健体育総務費	127,530	2,463	129,993			496	1,967

節		説明	
区分	金額		
		施設修繕料（災害復旧）	61
14 工事請負費	7,000	建設工事費（事業用資産） 改修工事	
15 原材料費	220	維持補修材料費	220
18 負担金、補助 及び交付金	15	事業費補助金 指定文化財保護管理	15
10 需用費	2,463	修繕料 施設修繕料（災害復旧）	2,463

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	19,760,608	20,812,804	2,482,500	2,229,486	21,065,818
(1) 総務	124,878	112,350	90,000	12,478	189,872
(2) 民生	42,875	39,009	16,100	4,357	50,752
(3) 衛生	0	0	0	0	0
(4) 農林水産	1,310,117	1,115,496	5,600	172,668	948,428
(5) 商工	61,700	82,052	24,800	448	106,404
(6) 土木	558,206	491,430	6,500	72,189	425,741
(7) 公営住宅	691,111	717,213	534,700	22,152	1,229,761
(8) 消防	64,800	122,700	71,700	6,932	187,468
(9) 教育	686,990	940,313	76,000	40,944	975,369
(10) 辺地	1,752,739	1,734,471	436,500	248,298	1,922,673
(11) 過疎	6,260,337	6,368,048	1,220,600	762,074	6,826,574
(12) 合併特例	8,206,855	9,089,722	0	886,946	8,202,776
2. 災害復旧債	444,207	529,708	138,900	23,870	644,738
(1) 補助	216,850	258,079	43,700	7,077	294,702
(2) 単独	227,357	271,629	95,200	16,793	350,036
3. その他	6,814,619	6,414,298	351,978	470,172	6,296,104
(1) 臨時財政対策債	6,814,619	6,414,298	351,978	470,172	6,296,104
(2) 減税補てん債	0	0	0	0	0
(3) 臨時税収 補てん債	0	0	0	0	0
合 計	27,019,434	27,756,810	2,973,378	2,723,528	28,006,660